

ヘルプライン制度の設置について

当組合は、組合内の法令違反等の不正行為の未然防止、早期発見及び是正を図り、組合のコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、所定の窓口にご相談もしくは通報することが可能な「ヘルプライン制度」を設置しております。

本制度について、J A 役職員を対象として運用を行ってまいりましたが、今般、消費者庁の民間事業者向けガイドラインの改正を踏まえ、組合員・利用者みなさまにもご利用いただけるよう、要領の改正を行いました。

また、理事の職務遂行に関する窓口として設置しておりました「組合員からの情報提供窓口」についても、本制度の窓口に一本化させていただくこととなりました。

本窓口提供された情報が理事の行為に関するもの場合は、原則として、その情報を監事に提供させていただきます。

改正後のヘルプライン制度の概要

目的	組合内の法令違反等の未然防止、早期発見及び是正を図り、組合のコンプライアンス経営の強化に資すること。
利用対象者	① 組合員、利用者 ② 当組合の全ての役員及び職員 （正職員、嘱託職員、契約職員、パート・アルバイト）
主な相談・通報内容	法令違反、不正行為、人事労務、ハラスメント関連、その他 （ただし、業務にかかる相談・苦情は除きます。） ※ 業務にかかる相談・苦情につきましては、お取引いただいている店舗か下記窓口までご連絡ください。 T E L 0270-20-1221（総務部・審査課）
相談・通報窓口	佐波伊勢崎農業協同組合 コンプライアンスオフィサー（総務部長） T E L 0270-20-1220（総務部） 9：00～17：00 F A X 0270-23-8611 Eメール soumubu@sawaisesaki.jagunma.net お電話の際はヘルプラインを利用したい旨をお申し添え下さい。
相談者及び通報者の保護	ヘルプライン制度は、匿名による利用も可能です。 匿名による利用の場合は、利用者が特定されないよう匿名性の確保に十分に配慮いたします。 <組合員、利用者> 利用者本人の利益を害すことのないよう十分配慮し、本制度を利用したことを理由として、利用者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合は、就業規則等に従い厳正に処分いたします。 <当組合の役員及び職員> 公益通報者保護法により保護され、本制度の利用を理由に人事、処遇などに関して一切の不利益を与えません。
個人情報の保護	不正行為等の事実確認のための調査等、特段の理由のない限り、相談・通報された内容及び調査で得られた個人情報の開示は行いません。 ただし、相談・通報いただいた内容については、組合内で記録をさせていただくとともに、組合内での調査等のために必要であると判断した場合は、利用者本人の利益を害さない範囲で、組合内開示をいたします。